

藤枝市障害者キャリアアップ支援奨励金のご案内

藤枝市では、障害者が個々に持てる能力を発揮して生き活きと活躍し、その雇用の安定と質の向上を図ることを目的として、障害者のキャリアアップに取り組んだ中小企業者に奨励金を支給します。

I. 対象者

- 市内に本社、本店又は主たる事業所を有する中小企業であること
- 国のキャリアアップ助成金（障害者正社員コース）の支給を受けていること
- キャリアアップ助成金の助成対象期間終了後、6ヶ月間継続して障害者を雇用していること
- 従業員が市内在住であること

II. 奨励金額

支給対象者	措置内容	国の助成額	市の助成額
重度身体障がい者 重度知的障がい者 精神障がい者	有期雇用⇒正規雇用	120万円	20万円
	有期雇用⇒無期雇用	60万円	10万円
	無期雇用⇒正規雇用	60万円	10万円
重度以外の身体障がい者 重度以外の知的障がい者 発達障がい者 難病患者 高次脳機能障がいと診断された者	有期雇用⇒正規雇用	90万円	15万円
	有期雇用⇒無期雇用	45万円	7万5千円
	無期雇用⇒正規雇用	45万円	7万5千円

III. 申請について

- 申請期限 キャリアアップ助成金の助成対象期間終了後、6ヶ月経過後の翌月中に申請
- 提出書類 (1) 奨励金交付申請書（第1号様式）
(2) 事業計画書（第2号様式）
(3) キャリアアップ助成金支給決定通知書の写し
(4) キャリアアップ計画書の写し
(5) 対象労働者の出勤簿のうち市長が指定する者の写し
(6) 対象労働者の賃金台帳のうち市長が指定する者の写し

IV. キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）について

厚生労働省 HP にてご確認ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/index_00004.html



V. その他

詳細については市のHPをご確認ください。

<https://www.city.fujieda.shizuoka.jp/soshiki/sangyoshinko/sangyoseisaku/gyomu/3/sangyohojyokinshoureikin201029/21467.html>



■ 問合せ先 ■

藤枝市産業振興部産業政策課（藤枝市岡出山 2-15-25）TEL:054-643-3165